

第493回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和5年3月16日(木曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年3月23日(木曜日)
午後2時

- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一會議室

議題

審議事項

- (1) いかつり漁業の制限措置(案)について
(2) 宮城海区漁場計画(案)について
(3) 公聴会の日程について
(4) 宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について
(5) 宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について
(くろまぐろ(大型・小型)・すけとうだら・するめいか)

協議事項

令和5年度海区漁業調整委員会開催計画について

報告事項

区画・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について

その他

出席委員

会長	關 哲夫	委員	伊藤 新造
会長代理	岩沼 徳衛	"	千葉 富夫
委員	高橋 平勝	"	平井 光行
"	菊田 守	"	館田 あゆみ
"	高橋 一郎	"	尾定 誠

委 員 鈴 木 章 登

委 員 石 森 裕 治

" 大 江 清 明

" 木 村 千 之

欠席委員

会長代理 鈴 木 政 志

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第493回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、現時点で13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお6番、高橋（一）委員につきましては、別の公務によりまして、30分程度遅れて出席いただく予定となっております。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料の右上に番号を振っておりますので、御確認の方お願いします。

まず資料1といたしまして、審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城海区漁場計画（案）について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「公聴会の日程について」、資料4といたしまして、審議事項（4）「宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について」、資料5といたしまして、審議事項（5）「宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）」、資料6といたしまして、協議事項「令和5年度海区漁業調整委員会開催計画について」、資料7と

いたしまして、報告事項「区画・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について」、それと資料番号は振っていないんですけども、A4、1枚ものの「親睦会の今後の取扱いについて」という1枚もの入れさせていただいております。

以上8種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただきますようお願いします。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

本日の議事録署名委員に5番の菊田委員、12番の館田委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）について」御説明いたします。いかつり漁業の制限措置につきましては、これまでこの委員会で御審議いただいておりましたが、知事許可漁業におきましては、大臣漁業の規定に準じまして、許可の内容としての制限措置を定めまして、海区漁業調整委員会の御意見を伺った上で公示することとなってございます。本日は、漁業法の第58条において準用いたします同法第42条第3項及び第5項の規定に基づきまして、6月1日から漁業が開始となりますいかつり漁業の許可に係る制限措置の内容について御審議いただくものでございます。

なお、いかつり漁業につきましては、県内船を対象にした許可は有効期間を3年としてございますが、県外船につきましては1年と許可の有効期間として定めて、毎年、県外船につきましては許可しているものでございます。

このため、今回は、令和5年度漁期にかかる県外船のいかつり漁業の許可の制限措置（案）について御審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当から御説明させていただきます。

○關会長

はい。それでは、阿部技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）について」、資料1を用いて説明させていただきます。

資料の1ページですが、こちらが海区委員会宛ての諮問文書の写しとなっております。

続きまして2ページを御覧ください。2ページ目が、御審議いただく制限措置の内容となっておりますが、こちらは後ほど御説明させていただきます。

続きまして、3ページの方を御覧ください。いかつり漁業の概要ですが、いかつり漁業は小型いかつり漁船、総トン数5トン以上30トン未満による主にするめいか、やりいか等を漁獲対象とした知事許可漁業となってございます。漁業調整の経緯といたしましては、昭和26年から知事許可へ移行してございます。3の水揚げ状況ですが、中段から下に3つグラフがございますが、一番上がするめいか、2番目がやりいか、さらに一番下のグラフでございますが、こちらはいかつり漁業に絞った本県の実績となってございます。まず、するめいかの水揚げでございますが、一番上の棒グラフにありますように、近年水揚げが減少しておりますが、平成4年以降はほとんど底びき網による水揚げが主となってございます。多いときは、年間4万トンを超える年もございましたが、直近の令和4年は約900トンまで減少しております。その下のグラフのやりいかでございますが、水揚げ量の桁数がするめいかに比べ1桁少なくなっていますが、するめいかと比べますと比較的安定に推移しておりますが、令和4年の水揚げは約400トン弱となってございます。また一番下のいかつり漁業ですが、こちらは非常に近年、漁獲が減少している状況となっておりまして、直近の令和4年は表の方にございますが、7トンとなってございまして、10トンにも満たない状況となってございます。

次に4ページの方を御覧ください。4の使用の資源の状況といたしまして、国の方で資源評価を行っておりますが、まず、するめいかにつきましては、①の秋季発生群と、②の冬季発生群の2系群がございまして、寿命は1年と考えられておりまして、海洋環境の変化によって、資源量が変動するという報告がなされております。宮城県沖では、主に冬季発生系群を漁獲対象にしておりまして、真ん中に図がございますが、その中の中央の図にありますように、東シナ海の周辺で冬場に産卵したものが北上いたしまして、本県では三陸沖で操業するものとなっております。一方で、国の資源評価によりますと、するめいかの冬季発生系群の資源量は1990年以降、安定して推移していましたが、2015年、2016年に連続して産卵場の水温環境が不適であったことを要因としまして、大きく減少し、それ以降は横ばい傾向にあるとされております。次に、(2)にありますやりいかでございますが、やりいかはするめいかと比較しますと、沿岸性が強く、大規模な回遊を行わずに、産卵場と索餌場を往復するとされておりまして、本県沖合で漁獲されるやりいかは、春から夏に常磐沖でふ化したものが、浮遊稚仔段階に黒潮に流されて、北上してくるというふうに考えられてございます。国の資源評価によりますと、やりいかの太平洋系群の全体の資源水準は高位、資源動向は増加とされております。

続きまして、5ページを御覧ください。(3)漁業者による自主管理としまして、宮城県の小型漁船漁業部会のいかつり漁業委員会におきまして、いかつり漁業におけるいか資源の持続的利用と操業秩序の確立のため、毎漁期ごとに自主調整方針を策定しまして、1日当たりの漁獲上限ですとか、そういったきめ細かなルールを定めて操業してございます。続きまして、5の許可の概要でございます。制限措置といたしまして、操業区域につきましては、宮城県沖合海面となっております。漁業時期につきましては、今回、県外船ということで、(2)にありますように、6月1日から翌年1月31日までとしてございます。船

船の総トン数は5トン以上30トン未満となってございます。許可すべき船舶の数については後ほど説明させていただきます。また、漁業を営む者の資格につきまして、今回、県外船ということで、県外に住所を有するものとしてございますが、岩手県につきましては、業界間で共同利用海域の協定を交わしております、こちらに参加するものとしてございます。（2）の許可の有効期間、県外船は1年としてございます。また、6の許可の対象でございますが、許可の運用といたしまして、こちらの漁業は、海況により漁場形成が広域に変動するため、道県間での出漁希望を取りまとめ、行政間、業界間で調整し、入会許可を出してございます。

続きまして、6ページを御覧ください。許可すべき船舶等の数、公示枠についてでございますが、今回県外船ということで、一番上の表の左側に各都道府県が書いてございますが、その右側に許可枠を記載しております。これに対しまして、令和5年の案といたしまして、表の右側にありますように、北海道では12隻、青森県で21隻、岩手県で3隻、長崎県で2隻、鳥取県で3隻という形で、計41隻の許可を検討しております。青森県のみ1隻増という形になってございます。参考といたしまして中段の方なんですけれども、こちらは本県から他県に行く形のいかつり漁業の許可の隻数を参考まで掲載しております。さらにその下の表になりますが、県外船のいかつり漁業の操業状況でございますが、こちらは先ほども御説明したとおり、状況が非常に厳しいものとなっておりまして、令和4年も実績がないという形になってございます。公示案の隻数につきましては、いかつり委員会の意見も伺いまして、こちら、近年、県内では漁場形成が限られ、県外船の操業実態はほぼなく、許可枠内となっている当該隻数であれば支障ないという回答であったことから、令和5年漁期の公示案については、こちらの案のとおりとしたいと考えてございます。

2ページの方にお戻り願います。2ページが本日御審議いただく制限措置等の内容となっておりまして、本日お諮りする部分ですが、県外船の隻数につきましては、先ほど御説明したとおり中段の表にあります船舶数の数としてございます。また2番目の許可すべき期間につきましては、令和5年4月3日から5月2日までを予定してございます。説明は以上となります。

○關会長

はい、御苦労さまでした。県から説明終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。

なお、発言に際しましては、毎回のことですが、挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べ、御発言願います。

どなたか質問ありますか。はい、高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

表の数字を確認したいんですけども、5ページの一番下の表がございまして、県内船と県外船の許可隻数の推移なんですが、令和4年の欄なんですが、県外船が41、令和5年が42ですけども、次のページにいきまして、（2）の表を見ますと、令和4年の県外船が40、令和5年が41というふうにちょっと数値が合ってないように思うんですけども、いかがでしょうか。

○關会長

はい。阿部さん、お願ひします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

御指摘いただきましてありがとうございます。今、高橋（平）委員の方から御指摘いただいたとおりですね、5ページの方が県外船42隻となっておりますが、こちらが41隻の誤りでございまして、正確には41隻となっておりますので、大変申し訳ないんですけども、こちら資料の修正の方よろしくお願ひいたします。

○關会長

はい。誤りだそうです。

○高橋（平）委員

そうするとですね、5ページの表の令和4年の数字、これも40になるわけでしょうか。

○關会長

いかがですか。

○高橋（平）委員

令和4年度なんですね、5ページの一番下の表、分かりますでしょうか。

○關会長

はい、阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

また、修正があって大変申し訳ないんですけども、5ページの方、41隻となっている県外船の隻数がこちら40の誤りでございまして、令和5年42が41、あわせて、令和4年が41となっているものを40という形で、修正いただきたいと思います。

○高橋（平）委員

それに伴ってですね、合計欄の方も違っているんですよね。その下のですね。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

合計欄の方もすいません。令和4年が67件となっているものが、1隻減になりますので66、令和5年（案）が68となっているものが、こちら67という形で修正いただければと思います。御指摘いただきましてありがとうございました。

○關会長

高橋（平）委員どうもありがとうございました。ほかにございませんか。それでは私からちょっとお尋ねしたいんですけども、3ページのやりいかの水揚量を示したグラフがござ

いますが、これで平成29年頃から安定して増えている状況で、しかし、これはいかつりの方ではあまり増えてないんですけども、この分布域がもういかつりには不向きな分布となっているという理解でよろしいんでしょうかね。

阿部さんよろしいですか、はい、お願ひします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

やりいかにつきましては、今会長の方から御指摘いただいたとおり、比較的安定的な水揚げとなっておりまして、漁獲自体は1,400トン弱ございますが、いかつりではあまり獲れていない状況で、多くは底びき網で獲られているという実態がございます。

ちょっとといかつり委員会の方のお話も伺ったんですけれども、やはりなかなかいかつりの状況としてはシビアだというふうに伺っておりまして、資源自体はそれなりにあると言ことなんですけれども、実際いかつりではなかなか水揚げが難しい状況になっているということかと認識してございます。

○關会長

分布域ではないんですね、習性で釣られたくない魚なんですね。釣る漁法がマッチしないのか、分布域が変わってきたのか、その辺はわかりますか。

はい。芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

底びき網で主に漁獲されているやりいかですが、沿岸のいかつり漁業ですと、産卵で接岸してきたものを釣るというのがこれまでのパターンでした。

今、沖底漁船などがやりいかを漁獲していますけれども、水深帯とすれば、いかつり漁船が操業する海域よりさらに沖合の方の漁場になりますし、あとは魚群の方も、中層ではなく底についているというような傾向があるかなと考えております。ですので、いかつり船によりやりいか操業できる海域での漁場形成というのが、まだ出来ていないという状況かなと思います

○關会長

はい。どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、いかつり漁業の制限措置（案）等については、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年3月17日付け水振第1062号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨、答申することとい

いたします。

○關会長

次に、審議事項（2）「宮城海区漁場計画（案）について」を上程いたします。県から説明お願いします。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは審議事項（2）「宮城海区漁場計画（案）について」御説明いたします。

令和5年9月の定置・区画・共同漁業権の漁業権一斉切替えに係る漁場計画につきましては、前回の2月の委員会におきまして、素案という形で御協議いただきました。その後、宮城海上保安部、石巻気仙沼海上保安署のほか、港湾関係機関との公益上の協議、そして漁業調整上支障がないかなど協議を行って、今回、さらに漁業法改正によりまして、新たに必要となりました利害関係人からの意見聴取、パブリックコメントを行いまして、最終的に県としての案を整理させていただきました。これによりまして、今回、漁業法第64条第4項の規定に基づきまして、今回漁業権切替えに係る漁場計画案をお諮りするものでございます。

詳細、かなりボリュームございますが、資料に基づきまして、担当の方から説明させていただきます。

○關会長

はい、阿部技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から宮城海区漁場計画案について、資料2を用いて説明させていただきます。

資料の方1枚おめくり願います。1ページ目ですが、宮城海区漁場計画案につきまして、海区委員会宛ての諮詢文書の写しとなってございます。なお、本日諮詢に当たりまして、こちらのホチキス留めの資料の後ろの方に、定置・区画・共同漁業権の漁場計画、あと概要図を添付してございます。

続きまして、2ページの方を御覧ください。令和5年宮城海区漁場計画案についてとなりますが、こちら先月の2月に行われました、海区漁業調整委員会におきまして、漁場計画の素案を協議いただいたところでございますが、その後、海上保安部や県土木部との協議を行いまして、一部修正が加わった箇所がございましたので、今回はそちらの内容について御説明したいと考えております。まず、位置等を修正した漁場計画といいたしまして、定置漁業権については修正はございませんでした。続きまして、区画漁業権になりますが、ページの中段のイラストの部分になりますけれども、まず気仙沼唐桑町、西舞根地先の漁場につきまして、左側の修正前の図がございますが、中央にあります赤色の線で囲まれました漁場ですが、こちら3つの区画漁業権を統合して、沖側へ拡大するという計画でございましたが、海上保安部の方から、漁場の拡大によって、大島瀬戸の番所根付近との水路幅が狭くなってしまうという懸念を示されたことから、右側の図にありますように青色の矢印ございますが、こちらの起点につきまして、位置を見直しまして、拡大する範囲を縮

小したものとなってございます。続きまして、その下にあります、石巻市十八成浜地先の2524号でございますが、こちら左側の修正前の図の左下の方に2527号という漁場がございまして、今回の切替えで岸側に拡大する、東側になりますけれども、拡大する予定でございましたが、海上保安部の方から、こちら十八成浜へ出入港する船舶の航路の確保というものを求められましたことから、右側の修正後の図にありますように、もともと岸側にありました、2524号、こちらを西側の方に移動いたしまして、岸側に航路を確保するといった修正を行ってございます。続きましてその下、石巻市の福貴浦地先の漁場でございますが、こちら福貴浦地先の複数の漁場を統合するという比較的大規模な統合を予定してございましたが、こちらにつきましても、海上保安部の方から、漁場の統合によって福貴浦漁港に向かう船とかの航路が不明瞭となってしまうという指摘を受けまして、統合予定の漁場を東西に分けるような形で分割しまして、福貴浦漁港への航路を明確にしてございます。

続きまして、3ページの方を御覧ください。石巻市荻浜地先の漁場でございますが、こちらも複数の漁場を統合するという計画がございましたが、海上保安部の方から荻浜港ですか竹浜漁港の方に向かう船舶の航路が不明になってしまいういう指摘がございまして、こちらの統合予定の漁場の中に航路を設ける条件を追加してございます。最後5番目になります。気仙沼市唐桑町大槻島地先の漁場でございますが、当初、修正前の図にありますように、定置漁業権の北側に魚類養殖業の新設の計画がございましたが、こちらは地元関係者との調整が今回の切替えまでに整わなかったということがございまして、漁場計画の作成を見送ることとしております。続きまして、共同漁業権になります。共同漁業権ですが、こちらは一緒に説明させていただければと思うんですけれども、仙台市から名取市地先にあります共同漁業権の154号、またその下の図にあります、岩沼から亘理地先であります共同漁業権158号ですが、こちらにつきましては、当初、漁場区域を沖側に移動するという計画がございましたが、こちらも地元関係者との調整が今回の切替えまでに整わなかったことから、漁場計画の作成を見送ることとしてございます。

続きまして4ページの方を御覧ください。バリカン症対策で設定した沖側のり漁場についてということで、今回の切替えに合わせまして、沖側のバリカン症対策で設けた漁場についても統合する計画でありましたが、海上保安部ですか、県土木部の方に協議したところ、バリカン症対策はあくまでも一時的な措置で、引き続きバリカン症対策の検討が必要という意見を受けまして、今回の切替えでは統合は行わず、従来どおり沖側漁場と分けて設定することとしてございます。また、(3)の標識等に関する条件の追加といたしまして、こちら海上保安部の方から、県内の主要な航路沿いに設けるべき標識について提案を受けまして、関係する組合さんの方に相談して調整した上で、標識の色ですか、光の到達距離について条件の追加を行っております。主な漁場といたしましては、図にありますように、気仙沼大島西湾・東湾ですか、志津川漁港、鮎川漁港、網地島、福貴浦漁港、仙台港などでこうした条件の追加というものを行ってございます。真ん中の図の方に参考まで気仙沼大島西湾・東湾の標識の図を載せてございますが、航路標識法などに基づきまして、右舷の赤灯ですか、左舷の緑灯の標識という条件を追加してございます。こうした修正を行いまして、海上保安部及び県土木部から正式に協議について了承いただいているところでございます。また、その下2番目になりますけれども、利害関係人からの意見

聴取の結果といたしまして、先ほど課長からも説明ありましたとおり、2月8日から3月8日まで、県のホームページですとか、県庁情報センター、各地方振興事務所の方で、漁場計画の素案に対する意見聴取を行いましたが、その結果、意見の提出数は0件でありまして、パブリックコメントによる計画の修正はございませんでした。

続きまして5ページの方を御覧ください。3の海面利用団体への周知・説明ということで、今回、漁場の統合とか、漁場区域に大きな変更がございましたことから、海上保安部の方からも、パブリックコメントのほかにも遊漁船団体ですとか、定期船を運航している海面利用団体に説明を行うべきという意見をいただきまして、点線の枠の中に囲まれておりますような団体の方に、水産漁港部とも協力しまして、説明を行ってございます。各団体とも、今回の変更について御理解をいただきまして、大きな支障等がないことを確認しております。以上が前回協議からの修正点などとなってございまして、今回お諮りする令和5年漁場計画案につきましては、4の表にありますように、定置漁業権が1件増の34件、区画漁業権が114件減の462件、共同漁業権が6件減の117件、合計いたしまして、119件減の613件という形になってございます。こちらの計画案につきまして、本資料の後ろの方にありますように宮城海区場計画案としてまとめてございます。さらにその後ろの方には、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の概要図の方も添付してございます。内容の方は県の方で確認してございますが、今回誤り等があった場合は、当課の方で修正させていただきたいと考えております。説明は以上となります。

○關会長

県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。

さつきと同じように挙手の上、議長の指名、番号及び氏名を述べて御発言願います。

どなたか御質問ございませんか。

私から1つ。3ページのナンバー4、石巻市荻浜、侍浜、月浦地先の件なんですが、これは、修正後は統合をせずにその中に航路を設けるということになったという理解でよろしいんでしょうか。

はい阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

ただいまの御質問ですけれども、こちらちょっと具体的な部分を御説明したほうがよろしいかと思いまして、ちょっと資料厚くなってしまうんですけれども、漁場計画の中で、区画漁業権ございますが、ページ数で申し上げますと、51ページの方御覧いただければと思います。ただいま御質問いただいた漁場が区の2612号というものになっておりまして、今回の統合によって大きな漁場が新たに設置される予定なんですけれども、右の方から5番目にあります条件という項目でございますが、この中にこういった起点を結ぶような形で航路を設けてくださいという形で条件に付してございます。ですので、漁場としては1つなんですけれども、その中に航路を設けるという形になってございます。

○關会長

そういうのって、これだけですか。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

はい。今回の変更ではこの漁場のみが漁場の中に航路を設けている形となります。

○關会長

ここの担当は、注意しないといけないですね。

はい、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

はい、平井委員どうぞ。

○平井委員

漁業権に関しては、去年ぐらいの大きな方針から、例えば区画漁業権を拡大するだとか、有効利用するのか、いろんなそういう方針というのはほとんど満たされていて、その計画どおり済んでいて、あとは漁業者さんとそれから、関係間の調整ということでそれも基本的に進んでいるということで、私は当初の方針どおりの漁業権は設定されているんだろうなというふうに思っております。

この海区漁場計画については、大きくは漁業権の問題とそれから保全沿岸漁場というのが、項目としてあると思うんですけども、これについてはパブコメ時点でそういう計画がないということで案が出されていると思いますけども、その辺なんかはどういう検討のプロセスで保全沿岸漁場ってのは提案がなかったのかということ。例えば、昨年の秋のこの委員会で、仙台湾に漁業調整委員会の指示で保護区を4海域設定するということがあって、その時の論議として、調査でもって、環境から資源の状況から検討した中で、見直しも進めしていくべきだという論議があったように思うんですけども、そんなのも含めて、例えばそういう問題を保全沿岸漁場として、取り入れるということはできなかつたのかとちょっと私はそういうふうに思ったんですけども、そういう中で保全沿岸漁場に関する検討のプロセスというのは、あったのかというのを教えていただけませんでしょうか。

○關会長

はい、どなたかお答えできる方いますか。

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

沿岸漁業団体のプロセスの部分ですが、改正漁業法で初めてできた制度として、実際にどのように運用していくのかという部分も、実は手探りといったところが正直なところでございますが、想定される部分とすれば、例えば漁業権が設定されていない、例えば無法地帯になるような箇所で、漁協さんによらずとも、そのエリアを管理していくことができる、それに公的に権利といいますか、籍を付けるといいますか、そういう部分が制度の趣旨だと思いますので、うちの県の場合沿岸海域、一部港湾区域ありますけども、ほぼほぼ共同漁業権が設定されておりまして、今でも漁協さんが主体となって、漁場を管理

しているというような実態がございます。今回、漁協さんや地元の要望なりを伺った際にも管理団体のお話について特に御意見もありませんでしたので、今回の漁場計画の中では管理団体は作らないという形で整理させていただいております。

○關会長

平井委員よろしいでしょうか。

○平井委員

基本的には漁業者団体さんからも要望がなかったということですね。例えば、先ほどちょっと申しましたけど、去年の秋ぐらいだと思うんですけど委員会指示で、仙台灣に保護区域を4ヶ所設定するという中で、漁業者の方からも、それから委員の方からもやっぱり調査をすべきじゃないかと、水産技術総合センターさんが一応調査をされていて、今後もやっていくんだということですけども。なかなかその年に1回とかの調査だけではわかりにくいところがあって、実際漁業者と試験研究機関とも協力をしながら、例えばそういう、調査も進めていくという方策もいいんじゃないかなというふうに思っていまして、そのところ何か検討を時間的には難しいのかもしれません、そういう形で、この保全沿岸漁場というのは、初めての取組なんで何を対象とすればいいかってのがわからないというのが一番大きいかと思うんですけども、ぜひですね、実効あるその調査とそれから見直しとかというのを進めていくためには、やはり何らかの計画立てをしてやっていくのがいいと思いますので、ぜひそんなことも、今後検討していただければいいかなというふうに思います。以上です。

○關会長

はい、平井委員の御指摘に今の時点でお答えできることありますか。

もしなければ、今後、今の御指摘に従って、県のお考えを表明いただく機会を得たいと思いますのでよろしくお願ひします。

平井委員それでよろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

ほかにございませんでしょうか。

はい、尾定委員。

○尾定委員

区割りがかなり大きくまとめられて、観察はしているんですけども、桃浦のL L C、水産特区、当初かなりいろいろこう物議をかもしましたけど。その個人でやっておられるかき養殖屋さんと、民間企業の資本を入れたL L Cとの間の関係というのはもう同じ海域を使うから、相互情報共有しながら、行ってくださいねという話だったと思うんですけども、

ただ途中で、その経営母体自体がちゃんとどうなっているかどうかを一応確認はしましようという話は確か昔あったと思ったんですけども、今回、区割りがかなり複数を合併集合したり、いろいろしたので、その時の結局そのＬＬＣさんが使う区割りのその配置とかそれは、どういうふうな話し合いの中でうまく整理をつけてこのふうに、これページ19ページにあるように、もし何かそういう情報でもあれば教えていただきたいんですけど。

○關会長

尾定委員の質問に芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

変更対照図の19ページの方に統合の計画の記載をさせていただいておりますが、今回統合する漁場ですが、石巻地区支所が管理する漁場の部分を統合する計画としております。ですので、桃浦のＬＬＣの方に免許している漁場に関しては、従来どおり、統合も行わずに、従来と同じ内容での漁場計画の内容としております。やはり石巻地区支所の管内の方では、地域ごとに漁業者が減ってきてている。そのばらつきも出始めているということで、漁場も統合して支所の垣根をちょっと改善しながらですね、漁場を有効に活用していきたいという動きでの漁場の統合となります。桃浦のＬＬＣの方と、地区支所の方でも、いろいろあったんでしょうけども、徐々に意見交換をしたり、技術の交流をしたりというような部分での交流も始まっておりますので、そういう面では、今、現場の方での大きなトラブルはなく進めているのかなというふうに認識しております。

○尾定委員

はい、分かりました。

どうもありがとうございます。

○關会長

はい、どうもありがとうございます。

そのほか、御質問ありませんでしょうか。

なければ「宮城海区漁場計画（案）について」は、来月に開催する公聴会で関係者から意見を聞いた上で、県へ答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項（3）「公聴会の日程について」を上程いたします。事務局から御説明願います。はい、千葉主査お願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から審議事項（3）「公聴会の日程について」御説明させていただきます。

1枚おめくり願います。公聴会の日程についてということなんですけれども、ただいま御審議いただきました漁場計画につきまして、関係者の方々から意見を聞く場として、公聴会を開催することとなってございますので、その公聴会の日程についての御説明となり

ます。まず、一番最初に開催日時及び場所についてなんですかけれども、まず開催日の方が令和5年4月18日火曜日及び26日水曜日の2日間を予定しております。開催場所、開催時刻につきましては、1日目といたしまして、4月18日火曜日、午前10時30分から正午まで、石巻会場としまして石巻合同庁舎の大会議室で開催を予定しております。その後、午後2時30分から午後4時まで、気仙沼会場として気仙沼合同庁舎の大会議室での開催を予定しております。2日目といたしまして、4月26日の水曜日、こちら午後1時から2時30分まで、こちら塩釜会場とあるんですけれども、仙台会場といたしまして、県のこちらの庁舎の11階の第2会議室の方での開催を予定しております。今後のスケジュールといたしまして、本日、こちらの海区委員会の方で公聴会の日程等を諮問させていただきまして、その原案どおりいきましたら3月31日、県の公報の方へ登載させていただきまして、4月18日及び26日に公聴会の開催、5月中旬に開催予定であります海区漁業調整委員会の方で、海区漁場計画案を答申いただき、5月31日までに漁場計画の公示、6月の上旬から7月下旬頃の予定でありますけれども、そちら免許の申請受付を行いまして、8月の海区委員会の方で、免許申請者の適格性等を御審議いただいた後に、9月1日に免許という流れになっております。

次のページから当県の公報に登載する様式を載せてございます。こちら2ページの方は今申し上げました開催日時や開催場所等を公報のように縦書きにしたものになっております。

3ページの方に、公述者の範囲としまして、漁業権者、入漁権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のある者というふうになっております。3の漁場計画の内容等としまして、漁場計画の内容等は次の場所に備え置いて縦覧に供するとなっておりますので、場所と住所をこちらの方で海区事務局と仙台、東部、気仙沼の各地方振興事務所の水産漁港部の方で縦覧するということになっております。その他のことですけれども、漁業法施行規則第23条の規定によりまして公聴会に出席して、公述しようと/orするものは、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする口述の概要を令和5年4月11日までに、当海区委員会の方に申し出なければならないということで記載しております。

次の4ページ、5ページの方は公聴会に関する手続規程の方、載せてございますので後ほど御確認いただければと思います。最後クリップ留めにしてたんですけれども2枚ありますて、公聴会の出欠の調べということで、記載例の方と実際に提出していただくものをお配りしていたんですけども、そちらの方に記載例の方に書いてありますとおり、上から中部地区、北部地区、南部地区と書いてあるんですけれども、そちら開催日と開催場所、開催時間、出欠ということでありまして基本的には委員さん皆さんに御出席いただくような形にはなるんですけども、当日のスケジュールであったり予定が合わないということもあるかと思いますので、こちらの方の出欠の調べを書いていただきまして、4月の10日までにこちらの事務局の方にメール、FAX又は本日書いていただいて御提出いただいてもちろん大丈夫ですので、10日までに御提出いただければと思います。私からは以上になります。

○關会長

ありがとうございました。事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か御質問ありましたらお願ひます。

前回と同じような体裁でお願ひます。

どなたかござりますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員

3ページで聞きたいことがあるんですが、公述者の範囲の5番というところなんですか
ども、その他の利害関係のある者というのは例えばどういう方々か教えてもらえばと思
って質問しました。

○關会長

はい、どなたかお答えできますか。

芳賀さんお願ひします。

○事務局 芳賀次長

利害関係のあるという部分では、かなり幅広な表現にはなってしまうのですが、そこで漁場を設定することによって直接影響を受ける方というどうしても広い表現になってきますので、あの人とこの人というような形での表現はなかなか難しいかなと思いますのでちょっと幅広となります。

ただ、これまでのケースですと、公聴会で出席された方が賛成、反対で意見が対立する場合はあるのですが、同じ定置漁業者さん間での話でしたり、漁協さんと漁協さんの意見の相違だったりという部分で、これまでと、漁業関係者の方が利害関係人として公述申請するというケースが大半だったと記憶しております。

○關会長

よろしいですか、鈴木委員。

○鈴木委員

はい。分かったような、分かんないような感じですけどもいいです。

○關会長

ほかにございませんでしょうか。

はい。石森委員お願ひします。

○石森委員

1ページの開催日、4月18日、中部、北部ここ一日で、要は調整委員の人達は石巻合同
庁舎から北部にみんな移動するということですか。

○關会長

この日程ですと、石巻から気仙沼に移動しないといけなくなりますね。

○石森委員

そうですよね。なんで一ヶ所でやらないんですか。

○關会長

はい、そのような御質問ですが、芳賀さんお願ひします。

○事務局 芳賀次長

はい、そうですね。そういう意味では、1日で午前午後と移動するようなスケジュールにはなってしましたが、会場まとめるというのも1つの考え方だと思うんですけども、これまでですと、一応北・中・南という形で会場をですね、分けて公述なり意見を参加される方がですね、参加しやすい環境ということで、県内3ヶ所で開催をしておりましたので、今回も3ヶ所で設定させていただいておりました。以前は、志津川や女川と別にやってですね、5ヶ所ぐらいで開催をしていたんですが、県庁1ヶ所でなり、石巻1ヶ所で全県分をという部分もなかなか開催する側としては効率はいいんですが、参加される方からするとちょっと難しい部分あるのかなと思いまして、その辺は今回県内3地区でということで考えさせていただいたところです。

○關会長

はい。石森さん。

○石森委員

無駄だと思うんだけども。もう考えられないスケジュールだと思うんだけど、これ。だから北・中・南でやつたら3日間やるというならまだ分かるけども、午前中に石巻でやって、この調整委員何十人いるか分からないけど全員が移動するってことでしょ。例えば北部の海区調整委員の人たちが北部で漁場分かっているからやるというならまだしも、北部へ南部の人達行ってって無駄だと思うんだけど。ここならここでいいんでないの。もう1ヶ所で一発で。いろいろみんな今仕事みんな入っててさ、この忙しい中、一日がかりでいくってことでしょ、これ。無駄だと思うな。

○關会長

はい、そういう御意見ですが芳賀さんお願ひします。

○事務局 芳賀次長

はい。まさしく石森委員おっしゃるとおりですね、春の忙しい時期で、まして年度初めということで本当に忙しい時期となりますので、御迷惑をお掛けいたします。

公聴会ですが、先ほど石森委員おっしゃったように、確かに公述人の方が、意見を述べる、その際に、やはり地元の出身の委員さんの方が当然その漁場をよく知っているので、

その公述される方の御意見を十分に理解できる部分があると思います。

それで海区委員会ですと、成立の出席要件という部分はございますが、公聴会に関しましては成立の要件という部分、出席の要件という部分まではございませんので、ただ、委員さん出なくともいいですよという部分での説明も中々できませんので、今回、出欠の確認表ということで、御都合のアンケートの方を資料として付けさせていただいたところです。我々事務方とすれば、委員の皆様全員に参加していただけることが本当に非常に一番いいことだとは思うのですが、当然お仕事の関係ですとか、スケジュールの関係があると思いますので、その部分は公聴会より優先する場合もあると思います。ただ、お願いしたいとすれば、地元で開催する場合は地元出身の漁業者委員の方には、ぜひ出ていただきたいと公述される方の御意見を聴いていただきたいというふうに考えております。

○關会長

はい。石森委員お願いします。

○石森委員

ここにいる調整委員は宮城県の海区調整委員だからね。気仙沼であっても皆で行って皆北部の聞くというの当然だと思うのよ。だから、例えば県庁でやれば、この北部から南部までこの全員がこうやって公聴会を聴けるわけでしょう。午前中から午後かけてもさ、今の説明だとこの出席で、北部の委員は北部の漁場分かっている、俺言ったんだけども、そういうあれで出席とったんですかという意味で、本来であれば、宮城県の海区調整委員の皆が全員で公聴会を聴いて、良い悪いというのを判断するんでないのですか。もし、むしろあれだったら3日間でやってもらってもいいんだもん。

○關会長

はい。阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

公聴会につきましては、漁業権を持っている各支所の方に配慮しまして、北・中・南というふうな形でこれまで開催させてもらっていました。

委員の皆様には大変御苦労をおかけするところなんですが、漁業権を持っている支所の方が公述で発言しやすい環境を整わせてもらって、これまでやってきたもんですから、今回の切替えにつきましても、2日間にわたりますけど、北・中・南という形で開催したいなというふうに考えてございます。

何卒御理解お願いいたします。

○關会長

よろしいでしょうか。

○石森委員

はい、分かりました。

○關会長

はい、どうぞ。伊藤さん。

○伊藤委員

私は南部なんんですけど、中部とか北部には一回も行ったことがないんです。逆に南部の公聴会には、中部の方も北部の方も誰一人来てません。4月18日の石巻会場は中部の人だけでいいんではないの。わざわざ気仙沼まで行かなくても。

○關会長

伊藤委員のね、今の御発言ですけど、そうでないときもありました。

要するに、中部の時に南部・北部の方も出席して公聴会に出るケースもありましたので、今事務局長が御説明したとおりの状況で、南の時に他はいらっしゃらないということもあるかもしれませんけども、しかし会長さん含め、その地区以外の方の委員が出席は必ずしてたと理解しております。

○關会長

はい。岩沼会長代理。

○岩沼会長代理

2番の岩沼です。これはあくまでも近くのところに公聴会にお呼びいただきやすいようにするというような考え方で、前は私も22年前からこの公聴会出でますけれども、福島海区との交流会だったり、岩手海区の交流会もずっとありましたけれども、その時も岩手に近い方の委員さんだけ出てくださいと。あと福島に近い方の委員さんだけ出てくださいということでやってますんで、皆さんお忙しいとは思いますけれども、1日というわけじゃなくてお近くの公聴会に御出席いただければいいのかなというふうに思います。

私なんかはどっちかというと海のことは全然分からないんで、どういうことを考えてどういうことを申し入れているのかなというような感じを聞きたくて出席させていただいているということで、皆さん忙しいのはもう本当ごもっともなんですが、何とか万障繩り合わせて、お近くの公聴会会場に御出席いただければいいのかなというふうに思います。

○關会長

はい。どうもありがとうございました。そのような趣旨でございますので、皆さん御理解の上対応よろしくお願ひ申し上げます。よろしいでしょうか。

そのほかなければ、公聴会の日程については、原案とおりの日程で開催することいたします。委員の皆様におかれましては、公聴会への出席について、日程調整等対応よろしくお願ひいたします。

なお、事務局は県公報への登載手続きをよろしくお願ひいたします。

○關会長

次に、審議事項（4）「宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について」を上程

いたします。

事務局から説明願います。はい、瀧上さんお願ひします。

○事務局 瀧上主事

前回、宮城海区漁業調整委員会個人情報保護条例規程について、基となる法律や条例の改廃に伴いまして、改正の承認を得ておりました。ただ、承認後に県の文書課の方と調整を重ねていたんですけども、法律と条例のほかに下の黒枠にも囲っているんですが、個人情報の保護に関する法律施行令を追加するものが本来の形であるというような話がありまして、この形に合わせるためにも、今回、修正したものを再度御審議伺うものです。

2番の改正の内容ですが、2ページにあります新旧対照表の今回改正後（案）のとおり、法律、条例のほかに赤字のとおり、個人情報保護に関する法律施行令を加えたものに改正します。続いての3ページ目が今回の公報に係る文章と4ページ目が、前回もお付けしたんですけども、今回の個人情報保護法の制度の改正の全体像ということで、参考としてつけております。4番目の県、県公報登載スケジュールですが。県公報登載手続きを進めまして、令和5年3月31日金曜日の公報に登載する予定となっております。説明については以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

○關会長

どうもありがとうございました。説明終わりましたので、質疑に入ります。

付け加えてくれという話ですよね。これは法律があってそれに施行令というのが伴っているのに、それも合わせて記載しないと駄目よという、そういう御指摘があったので、今回、本来はそういうことももう、重々やってきたけども、今回、それを指摘受ける前にもうすでにやっちゃんとしたというような理解です。だから本来のあるべき姿でやりますよということと理解しましたが、よろしいですか。

○事務局 瀧上主事

はい。

○關会長

それでは、宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正については、原案どおり公報登載することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、原案どおり公報登載することに決定いたします。

事務局は、公報登載手続きをお願いします。

○關会長

審議事項（5）「宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）」を上程いたします。県から御説明お願いします。杉田技術主幹お願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

資料5によりまして説明させていただきます。資料5をめくっていただきまして下の方に1ページと書いてあるものを御覧ください。宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について、御説明させていただきます。漁業法に基づく漁獲可能量、いわゆるTAC管理につきましては、国がその対象となる魚種ごとに全体の漁獲可能量を毎年度設定いたします。そしてそれを各都道府県に配分いたしまして、各都道府県ではそれに基づいて、一時管理漁獲可能量を設定するという流れになってございます。この度、令和5管理年度のくろまぐろ大型魚、くろまぐろ小型魚、すけとうだら太平洋系群、そしてするめいかの4魚種について、国の方から漁獲可能量の割当があったというものでございます。そして県が知事管理漁獲可能量を設定する際には海区漁業調整委員会の御意見をお聞きするということが、漁業法に定められておりますので、本日御審議をいただくものとなってございます。

本日お諮りする内容ですが、2の内容というところを御覧ください。まずくろまぐろにつきましては、小型魚が61.5トン、それから大型魚が22.5トンこちら当初配分がございました。下の方の表にございますとおり、前年度ですね、令和4管理年度の当初配分と同じ数値となってございます。それからすけとうだら太平洋系群、するめいかにつきましては、こちらも前年度例年どおりですが、現行水準ということで、資源に与える圧力計画の圧力が小さい都道府県に関しましては、現行水準ということで、数量を明示しない形で配分が行われるという形になってございます。次に各業種について詳しく説明させていただきます。

次のページを御覧ください。まずくろまぐろに関して御説明させていただきます。3ページ目が国の方、農林水産大臣から漁獲可能量の当初配分の通知があったものでございます。くろまぐろ小型魚は61.5トン、大型魚が22.5トンでございます。

次4ページ目を御覧ください。こちらですね、令和5管理年度のくろまぐろ配分の考え方ということで、国の方から小型魚大型魚がそれぞれ漁獲枠が配分されるんですが、それを県内において、一定のルールに基づいて配分していくというものでございます。こちら上方の図を御覧いただきますと、左の方が小型魚、右の方が大型になっていまして、左の小型魚を例にとって御説明いたしますと、まず一番上の四角ですね、小型が61.5トン、こちらが国から配分されるものでございます。そしてそれをですね、そのうちの5%を県の資源管理方針に基づいて留保枠として確保いたしまして、その残りの58.4トン、こちらを定置漁業それから漁船漁業にそれぞれ配分をいたしまして、さらにそれぞれの漁業の中で漁獲枠を個別の漁業者の方に配分するという形で行ってございます。大型魚も同じような形で、配分を行っております。今回配分がございましたが、今後水産庁の方から、4月頃に前年度の国の留保枠ですか、各県の残枠など、そういうものをさらに一定のルールで再配分するという機会がございまして、4月以降に再度確認してお諮りをするという形

になります。またその後も都道府県間の融通ですとか、水産庁からの追加配分などがございますけどもそちらについては軽微な変更という扱いで海区の審議は省略するという形になります。

次に5ページ目を御覧ください。こちらは参考になりますけども、令和4管理年度のくろまぐろの配分と消化状況ということで、一番下の表を御覧いただきたいんですけども、漁獲枠に対する消化率ということで、上方の方には大型魚の合計で87.9%の消化率、小型魚については81.7%の消化率ということで、どちらも8割以上の消化をしているという状況になってございます。

次に6ページを御覧ください。すけとうだらとするめいかになります。

7ページ目が国からの漁獲可能量の当初配分の通知になりました、その件に関係しますのが下の表の一一番上のすけとうだら太平洋系群、それと一番下のするめいかになりますけども、どちらも現行水準という形で割当がされております。

次に8ページを御覧ください。こちら参考資料になりますけども、こちらがすけとうだらとするめいかのTACのですね、全国のTACとか漁獲実績、それから宮城県の状況ということで、左の方が国のTACの設定量と、あと全国の漁獲実績ということで、上方がすけとうだら下の方がするめいかになりますけども、どちらも白いバーの国のTAC設定量に対して、黒いバーの漁獲実績は、少ないということで10、各実績に対して、十分TAC設定になっているという状況でございます。右の方が、宮城県のすけとうだらの漁獲実績と全国に占める割合ということで、白丸が全国に占める割合になりますけども、上のすけとうだらも下のするめいかがですね、いずれも1%未満ということで、全体の漁獲量に対して、かなり少ないということで、資源に漁獲が与える圧力が少ないだろうということで、現行水準という形での配分になってございます。

次に9ページでございますが、こちらですね、漁業法に基づきまして、県が漁獲可能量設定する際には、公表を行うことになっておりまして、このような形で御報告させていただくという形になってございます。

それから10ページ目以降は県の資源管理方針などについて参考に添付させていただいております。

1ページ目にお戻りください。ページの下の方も、下の方の経過及び今後の予定ということで、下から4番目の下線が引いてる部分ですけども、本日3月23日に海区漁業調整委員会への諮問を行わせていただいております。今後のスケジュールですが3月24日に農林水産大臣の承認申請を行いまして、3月28日付で国からの承認通知と公表を行うという形で手続きを進めたいと考えてございます。説明は以上となります。

○關会長

はい、県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。どなたか御質問ありますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員

このくろまぐろですけども、やっぱ唐桑でもやってる漁業者あるんですけども、漁獲枠

の増加をお願いされるということよく聞くんですけども、それでですけども、宮城県は前年度この数字を見ると同じ枠なんんですけども、全国的にはこの数量同じなんですか、それとも増減があるもんなんですか。その点まず1つ聞きたいと思います。

○關会長

はい。どなた。杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

全国の枠もやはり国際的に各国に配分されるということで、やはり前年度と同じ数字になっております。前年度の残枠とかそういう部分については翌年度に繰り越されたりとかそういうものがございますので、今後4月以降にですね、各県であったり各漁業種類であったりの残枠などがさらに追加配分されるということになりますので、その状況を見ながら県内調整を図っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○鈴木委員

はい。そうすると、全国はもう国際条約がそういうので、数字的には変わりなくてただ国内調整だけだってことで理解してよろしいですか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

はい。そのようになります。

○鈴木委員

はい。ありがとうございます。

○關会長

ほかにございませんでしょうか。はい。木村委員。

○木村委員

この割当なんんですけども、漁船漁業の連中がちょっと少ないとと思うんですよね。この定置ばかりなんか随分優遇しているように思うんですけども。

私、去年大間に行ってきたんですけども、大間の漁業者も割当が厳しくて、今日嵐いいんだけども沖に出られないんだと。それで、この年末の高値を狙って出ようかと思ってんだと。宮城県では、これで漁船漁業の人は納得してんるんですかね。ちょっとその辺聞きたいんですけど。前も言ったことなんんですけども、定置なんていうのみんな他県の連中なんだよね、これほとんどが。それをいっぱいやって、県内の漁業者にちょっと我々少ないよう思うんですけどもいかがなものですかね。

○關会長

はい。杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

定置と漁船漁業の割合についてはですね、当初配分においては例年の配分に基づいて定置の方が多くなってしまう、特に大型魚については漁船漁業の方から枠が欲しいという話があるんですけども、ただ漁船漁業と定置漁業との間で融通調整をすることができまして、漁船漁業の方で大型魚がかなり枠を消化してきましたね、定置の方に相談をしてそれを融通していただいたりという調整を行っておりまして、5ページ目の令和4管理年度の配分の状況のですね、ページの中程の方に配分量確定後の変更履歴についてということで記載してございますけども、その定置から漁船漁業の方に大型魚3回合計で16トンほど融通したりとかということで、定置の方も漁船漁業の方も困っているということを御存知ですで、かなり協力的に余っている枠については融通したりといった調整をしていただいているというような状況がございます。

ただ一方で、漁船漁業の方もっと獲りたいとかですね、なかなか国際的な話もあるし難しいんですけども、我々としてもなるべくその増枠になるように国に対して働きかけるとか、そういうたできる限りのことはしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○關会長

はい。木村委員そういう事情だそうですが。

○木村委員

だから、漁船漁業の人はこれで納得してんの。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

皆様、正直申し上げますとやはり決して納得、満足はしていないことは間違いないとは思うんですけども、ただなかなか県の中での調整をせざるを得ないというか、他でも枠がいっぱいのような状況もありますので、なかなかちょっと難しいところではあるんですけども、なるべく皆さんに満足していただけるような形で調整を進めていきたいというふうに考えております。

○關会長

はい。木村委員いかがですか。

○木村委員

調整難しいのは分かるんだけども、定置というのはさ、皆分かっているとおりほとんど岩手の人間なんだよな。こういうのその連中に余計やってさ、宮城の漁船漁業皆苦しくしている時に、むしろ余ってもいいぐらいにやった方が俺はいいと思うんだ。考えてくださいよ。

○關会長

木村委員の主張は、非常に現状の漁船漁業者の意見を代表してのような意見でございま

す。これは非常に大事なことだと思いますので、今後の検討には、木村委員のような御発言・御指摘を十分に考慮いただきたいと存じます。今回の計画案については木村委員、今県からの説明がありましたとおりのようですので、今後への検討を委員会として当局にお願いをしたということでおよしいでしょうか。

○木村委員

はい。会長フォローありがとうございました。

○關会長

ほかにございませんでしょうか。はい、伊藤委員。

○伊藤委員

ちょっと確認事項なんだけど、つい最近大間のまぐろ漁業者がかなりなんか騒がれているけども、宮城県ではそういうことないんですよね。そこをちゃんと確認をしてるんですね。

○關会長

はい。杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

ないというふうに認識しておりますけども、やはりどうしてもですね、それは全くゼロなのかどうかということはちょっと分からんんですけども、ないと信じてるんですけども、なので注意喚起とかですねそういうことがありますので、決してそういう不正というかですね働くことのないようにお願いしますというようなアナウンスの方はさせていただいております。

○關会長

はい。よろしいですか。その他ございませんね。

なければ、宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について(くろまぐろ(大型・小型)・すけとうだら・するめいか)は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年3月16日付け水整第463号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします。

————— 審議事項終了 ————

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に先に入ります。

協議事項「令和5年度海区漁業調整委員会開催計画について」を上程いたします。県から説明をお願いします。はい、菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

協議事項でございますけども、令和5年度海区漁業調整委員会の開催計画について御説明させていただきます。1ページおめくりいただければと思います。こちら、令和5年度の宮城海区漁業調整委員会の開催計画案となってございまして、1ページから2ページが開催計画となってございまして、来年度は今年度と同様の年9回の開催を予定してございまして、7月、10月、1月を休会予定としてございます。委員会の議題につきましては基本的に今年度、議題をベースといたしまして、作成いたしましたが、5月に先ほど御審議いただきました宮城県漁場計画案の答申、あとまた先ほども御審議で御説明いたしましたが、4月18日、26日に漁業権一齊切替えに係る公聴会の開催を予定してございまして、漁業権に関する議題が加わってございます。また、4月26日は、公聴会の終了後に4月の下旬と上段の方に書いてございますけども、4月の海区委員会を開催することを予定してございます。こちら令和5年度の海区漁業調整委員会の開催計画につきましては、時期によって変更等が想定されますので、近くなつた際は改めて委員の皆様に御連絡、御周知を図りたいと考えてございます。その他、当海区の岩手・福島の交流会を岩手を現在のところ8月、福島を12月として予定してございます。こちらもあわせまして、時期が近づきましたら委員の皆様に御周知の方させていただければと考えてございます。

3ページから5ページにつきましては参考といたしまして、今年度の開催実績の方を添付してございますので、後ほど御確認いただければと思います。簡単ではございますが説明は以上となります。

○關会長

はい、ありがとうございました。説明終わりましたので質疑に入ります。御質問ありましたら御発言願います。何かありますか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員

大分前に鈴木会長代理が、開催時間を2時と提案していただきありがとうございましたけども、気仙沼の方の私と菊田委員もそうだと思うんですけども、2月の開催ありますよね、2月の開催は2時じゃなくともうちちょっと1時半でもいいので、ちょっと繰り上げて欲しいんです。先月偉い目に遭ってしまって、ここから帰って家に着いたのが9時半ですよ。正直、雪降ってきて高速道路通行止めがかかってしまって、事故あってねえ。そして、大変な目にあったから1月だけはちょっとこう明るい時間帯、設定してもらったら、ありがたいのかなと。本当にこう見る見るうちに気温下がって、雪積もったもんだったから、ちょっと大変だったんで、お願いですけども。よろしくお願ひいたしたいと思います。以

上です。

○關会長

そういう御要望なので、御検討よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

なければ、協議事項「令和5年度海区漁業調整委員会開催計画について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「区画・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について」を上程いたします。県から説明お願ひします。

芳賀班長、お願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

報告事項の区画・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について、資料7を持ちまして御説明したいと思います。

お手元の資料ですが、クリップ留めで資料7という資料を配布させていただいております。クリップを外していただきますと、資料7のほかにA4の横書きで、資料の7-2から資料7-5までちょっと数は多いんですが、資料の方を作成しております。それぞれ資料の7-2につきましては、区画漁業権、7-3に関しましては、第一種共同漁業権、7-4は第二種共同漁業権、資料7-5が第三種共同漁業権ということで、前回、定置漁業権の報告をさせていただきましたが、今回残りの区画漁業権と共同漁業権合わせて700件近くの部分の点検した結果の方を取りまとめた資料となります。資料7-2から7-5までが、それぞれの漁業権ごとに確認した結果をまとめた資料、あとは、A4縦の方の資料7の方が、それらの結果等をまとめた資料というふうな資料の構成になっております。

資料7の1ページ目をおめくりください。右肩の方に、資料7-1ということで、番号の方を振っております。前回も御説明させていただきましたが、この資源管理状況の報告ですが、令和2年12月から施行されました改正漁業法によって、漁業権者から県への年1回以上の資源管理状況等の報告という義務が新たに定められております。県の方は、報告をいただいた内容等の確認を行って、その内容を海区漁業調整委員会の方へ、年1回以上を報告するものと規定されておりまして、前回2月の際に、定置漁業権の方を報告させていただいたところでございます。

2ページ目おめくりいただきまして、今回は令和3年度の実績等について御報告させていただきます。共同漁業権に関しましては令和3年度の4月から3月、令和4年の4月までの令和3年度の1年間ですね。区画漁業権に関しましては、それぞれ生産時期が違いますので、生産漁期に合わせた報告ということで、令和3年度の漁期に水揚げをスタートす

る開始時期ということで、養殖品目によって、報告をいただいている対象期間が異なります。これまで、区画漁業権はその生産の状況を把握するために、生産漁期単位として昨年も今年も対応しておりましたが、生産漁期が品目ごとに異なることですね、現場での混乱でしたり、事務手続きの煩雑化、点検作業の遅れ、というような問題も生じておりますので、これも漁業法改正になって初めてできた仕事であるんですが、今後、報告の対象の期間でしたり、処理の方法の方は、随時工夫して参りたいと思います。

次の資料の3ページの方ですね、ここからがそれぞれの7-2なり7-5までの各漁業権毎の点検結果をまとめた総括的な資料となります。報告の対象といたしましては、区画漁業権で576件、第一種共同漁業権で60件、第二種共同漁業権で61件、第三種共同漁業権で2件となります。資源管理状況の報告ですが、それぞれ県の方で作成いたしました調査票に基づきまして、各漁業権者から提出されました資源管理状況の報告をもとに、記載内容等の確認、関係機関からの情報収集、あとは漁協さん等へのヒアリング等によつて活用状況を確認しました。それぞれ漁業権の種類ごとの結果の方を御説明いたします。

1番として区画漁業権です。資料の方は、資料7-2になります。大きく分けて、資源管理状況の報告という報告書の提出、あとは資源管理の状況、あとは漁場の活用状況、それぞれ3つの大きな項目ごとに確認作業を行いまして、それぞれの評価という形で判定しております。まず、区画漁業権の資源管理状況の報告ですが、すべての漁業権者により令和3年度における状況等の報告が行われております。資源の管理の状況といたしましては、区画漁業権につきましては、漁場利用計画を作成しまして、漁場の環境調査、養殖施設の間隔の確保等の取組みが適切に行われていました。漁場の活用状況につきましては、県内全域で様々な養殖品目に取組んでおられます。漁場の特性に応じて、それそれわかめでしたり、ほたてでしたり、のりでしたり、他の県から見ても養殖品目の多い県だと思うのですが、全般的に漁場の大部分が活用されているのかなと確認させていただいております。主要な漁場に関しましては、漁場の相当程度を利用していたと確認しておりますが、全体のうちの約233件の漁場において、漁場の一部、又は全部を利用していないケースというのが確認されました。漁場利用されていなかったケースといたしましては、理由等の方を類型化いたしましたところ、漁場環境の改善や震災に起因するもの、あとは行使者の病気や、他の漁業との利用調整、養殖業を取り巻く環境の変化など、いずれもやむを得ない理由での漁場の活用状況であったということでした。漁場に活用されなかつた主な理由としましては、下の方に記載しております。

1ページお戻りいただき、次の4ページの方を御覧ください。区画漁業権の評価の結果といたしましてはトータルで問題なしとして、567件、適切かつ有効に活用されている資源管理も漁場の活用も問題ないと思われる343件、資源管理のという部分では適切に行っているものの漁場の利用という部分に関してはちょっともう少しというような案件が224件ございましたが、そのいずれの件も漁場環境改善のためですか、震災に起因する理由といったことでしたので、224件に関しましては、問題なしということで判断させていただいております。なお、今後も漁場利用されてない漁場のうちの9件につきましては、今後も活用の見込みがたっていないといったケースが9件ございました。これらに關しましては、漁場の活用という部分で問題ありということで、判断させていただいておりますが、いずれも次の漁業権切替えにおいて廃止に向けた調整を進めておりますので、

漁業権者に対する指導ということは省略したいと考えております。次期、漁業権の更新において廃止する漁場としては中段の方に表の方つけさせていただきました。唐桑支所の部分から浦戸までの範囲で、唐桑ですと、他の共同漁業権と区画漁業権が重複している海域ですので、小型定置の方との利用調整で、今後は定置の漁場として利用していくというような形での利用調整でしたり、大島においては、震災後に水深が変わってしまって、漁場としてなかなか行使できなくなっていると言った理由等があるようでございました。

2番の第二種共同漁業権でございます。区画と同様に資源管理の状況につきましては、すべての漁業権者より報告をいただいております。資源管理の状況といたしましては、地域の特性に応じて、あわび等の種苗放流や操業規制等の資源管理の取組み、水産資源の保護培養を目的とした休漁期間の設定等、適切な漁場管理が行われていたと考えております。漁場の活用状況ですが、60件の第一種共同漁業権のうち、58件につきましては漁場の有効利用という部分が確認されました。操業実績がなかった漁業権が2件ほどあったんですが、いずれも理由を確認しましたところ、資源保護のための休漁措置を講じたために、漁場の活用がなかったといったことでしたので、漁場の管理上必要な措置であると判断させていただいております。ですので、漁場の評価結果といたしましては、問題なし60件、その中で適切かつ有効に活用されていたものが58件、漁場の活用という部分ではもう少しではあったもののそれはあくまでも資源保護のための休漁であったといったものが2件ということで、総合的には問題なしということで判断させていただいております。3番の第二種共同漁業です。これは資料7-4に連動するものとなります。資源管理状況は同じように提出をいただいております。第二種共同漁業権は小型定置でしたり、刺網でしたり、漁具を固定する網漁具を管理するものとなります。漁業権区域において、ひらめやほしがれい等の種苗の放流でしたり体長制限、漁具の反数等の制限ですか、目合いの制限等を各漁業権者においてそれぞれ資源管理の取組みが行われていることを確認しております。漁場の活用状況ですが、61件の第二種共同漁業権のうち、57件に関しましては漁場の活用状況を確認しております。今回操業の実績がなかった5件、あったのですが、これも第一種共同漁業権と同様に資源保護のための休漁ということで、あくまでも漁場管理をした上で水揚げがなかったということでありましたので漁場管理上必要な措置であると判断させていただいております。ですので、評価結果といたしましては、問題なし61件ということでございます。

最後に第三種共同漁業でございます。これは別資料7-5と連動するものとなります。これらはつきいそ漁業といいまして、県内に2件ほど免許されております。この2件とも第二種共同漁業権と合わせて漁場の管理をしておりまして漁場の活用状況という部分で水揚量を第三種共同漁業権だけの集計というのはなかなか難しかったんですけれども、第二種共同漁業権と一緒に管理して、漁場を有効に活用されていたということで、評価の結果は問題なしということで、整理させていただいております。以上で説明の方、終了したいと思います。

○關会長

ありがとうございます。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御意見等ございましたら発言願います。

何かございますでしょうか。はい、大江委員。

○大江委員

これ4ページの有効に活用されていないが224件、これって漁場あっても使わないのは、区画の中空いているんでしょうか。

○關会長

はい、芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

有効に活用されてないという表現がちょっと誤解を招く部分はあると思うのですが。ちょっと理由の方、数型化したものを3ページの方に記載させていただいておりました。震災前ですと、うちの県の養殖漁場は過密の状態であったという面は、相対的にあったと思います。震災からの復旧にあたって、どの地域でも養殖施設の間隔を広げて良いものを作りましょうということで、各地区で復旧に取り組まれたと思います。その際に今回、漁場の活用状況は漁業権行使規則で定める養殖施設の台数を基準にして考えさせていただいたんですが、養殖施設の間隔を広くしても、行使規則の台数を震災前の台数はそのまま活用しているケースもありましたので、ちょっとその辺地域によって現在の使い方とマッチした養殖施設の設定台数ですね、その辺マッチしてないという部分あるのかなと思います。

あとは、御質問の中で、漁場が空いているか空いていないかという部分でいくと、やっぱり地域によって事情はかなりあり、一概に言えないところでありますけど、ほたてのように種苗の半成貝ですとその種苗の値段が、上がってきているですか、ほやで復旧しようと思ったんですが、なかなか輸出の解禁のめどが立たなくて、復旧計画の方を見直さざるを得ないですとか、あとは養殖施設の整備にあたって、資材代が高騰して、計画的に施設の整備ですね、進んでないですとか、個々の事情はいろいろあるようですが、全く何て言うんでしうね、いろんな事情があるのでその有効活用されてなかった理由の方は類型化させていただいておりました。ちょっと回答なっていないかもしれません。

○關会長

大江委員いかがですか。

○大江委員

まあ224件の内、今後活用見込みが215件ということは、活用されてなかつたやつを戻す。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

そうですね今、調査した段階では、活用されていなかつたんですけども、今後利用していくというようなことでしたので、問題なしというような形で判断させていただきました。

○大江委員

私もそう判断したんですけども。だから、有効に活用されてないという書き方がいかがなものかな。今後、宮城県漁協も5年、10年となると、後継者不足とかでね、中には後継者がいっぱいいて漁場がもっと欲しいんだっていうところもあれば、中には地域によってはもう区画の中がどんどん空いているというような状況もあるので、今後、そういう相対的な地域の隣の地域とかね、そういうところを今後見据えた区画の使い方をして欲しいんですね。

○關会長

非常に大事ですね本当になんというか、単に現状として利用されているのが適切かどうかもありますが、これはそういう後継者のいらっしゃるところとかは今後の方向性が将来に向かってどうなるかも含めて判断をする必要があるという御指摘かと思いますので、その辺は県の方々これ接触されるときに、ぜひそういったことも斟酌されて、判断をいただきたいと思います。

○大江委員

有効な案を提示してください。お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

今回の漁業権の切替えにあたって、特に区画漁業権の統合とかという部分で、例えばある支所では、浜ごとに今まで使って、漁場の区割りしていたんですけど、地元地区をとっぱらって大きい区画にして、1つの支所で使っていこうという見直しもありました。今の大江委員のお話にあったとおり今後5年10年後の漁業者が何人残るか、はたまた残らないという地域もたぶん出てくることも予想されますので、漁業権を水面の有効的に最大限その生産を上げるような、設定の仕方が漁業法の中心になっております。ただ一方で、人がいないのに漁場のみを設定するのはまた、これは今回の漁業権を有効に使ってるかという1つの判断をしなければならないという部分の今の説明でございましたので、その辺は、今後の漁業権の切替えの段階で、各運営委員長さんとともにヒアリングや聞き取りしながら、有効に設定していく方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大江委員

それは十分わかるんですけど、やっぱりなんか昔からこれは自分の家の海だ、うちの海だという感覚が多いんで、石森さんとこみたいにうまく、みんなで考えてね、区画を統合していくんならいいんだけど。なんか、みんながそういうふうにはならないのが実情なので、強制というわけでないけど、少し縛りのあったようなものも、県の方で少し考えてもらいたいなと思います。

○關会長

はい、石森委員お願いします。

○石森委員

大江委員さん言うとおり私たちの支所は、昔からここからここまでおらの浜の海だよとなっていたのが、今度漁場の一斉切替えの時に、チャンスだということで、本当は1つにしたいけど航路の問題があって、それはしようと、ところが震災後、かなり町へ出てしまって組合員が減ったということで漁場が空いた。ところが後継者がいっぱい残っていて全然減らなかった浜があるんですよ。じゃあこのいなくなった所をいる人に、こうやらせると。今、本当に言ったとおり改革したんですよ、それで、空いた海を有効利用して、後継者がいるところでやりたいって人へはやらせるというような方向でやっぱり運営委員会でかなりああだこうだと。やっぱおらほの浜の海だとどこの書類見せてというまで言って、それで、いやいや県から支所が免許を受けてんだから、支所で割当していいんだから、支所でうまく喧嘩しないように、昔は人がいっぱいだから、ここからここまでとなつたけども、今は別に全然人がいなくなつて、全然自分達だけで広く使って無駄な広い使い方をしていくから、それで駄目だねということで、きちんと浜の5つの浜あるんだけどもこの5つの浜でみんなで協議してここからここまででもっとずれてくれというようなやり方で、だからこれずーっと今大江委員さん言ったとおり、運営委員会でかなり揉めから。県でね、法律変わったんだから、これ昔から支所でやってんだから、どの浜というのはないんだから区画漁業権だから地先権はあってもさ、だから区画漁業権はないんだからもともと。支所内で有効利用して使ってくださいって、県でバチッと言ってしまえばさ、おらほの浜だって文句出ねえと思うんだけど。それあのねみんな理解、わかってねえから区画漁業権の内容、支所が来ているのなんておらほの浜のところが古い頭の人達は、おらほの浜だって免許を、勘違いしているから、これはねやっぱり運営委員会で、勉強会するなり、大江委員。今の運営委員の人たちが今後の後継者のためにも、そこをはっきりしていかないと、いつまでたっても、俺の浜の海だってなっから、これは、県の方から特に勉強会するとかこういうあれだから、皆と有効活用するんだと今度いい機会だ、漁業法が変わってさ、だからいいと思うんだけど、県の方でもひとつよろしくお願ひします。

○關会長

石森委員どうもありがとうございました。論議が非常に大事ですので、例えば、震災の後に、志津川戸倉なんかは、漁場の活用を何回も会議開いて、それで自分の海だという認識を取り去って、それでその海を生産のために、大いに活用しなきゃないということで、割り振り決めている。そういう実例が宮城県にあるわけですよね。だから、これは県からは確かにそういう、情報の提供や御指導はあっても、一番重要なのは、各支所さんの運営委員会でリーダーシップを持って皆さんとの認識をえていただくというのが本当に大事なことだと私は理解していくまして、これはここに今御指摘いただいた大江委員のような方が、率先してそのリーダーシップを発揮していただくことが今後重要ではないかと思います。県の方にはぜひ、そういうことのバックアップをお願いしたいなと思いますので、これは宮城県の今後の区画漁業権での生産を持続させて、後継者を増やすための非常に大事な論議だと思いますので、今後ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか御質問ありませんですか。なければ、報告事項はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

それでは次に事務局より事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは最後に事務局から2点御連絡させていただきます。

1点目は、来月開催いたします公聴会の日程についての御連絡です。先ほど御審議いただきましたとおり、令和5年4月18日(火)、午前10時30分から石巻会場、同じ日の午後2時30分から気仙沼会場、それとは別に4月26日(水)、午後1時から、仙台会場での開催となります。本日の資料3を改めまして、御確認いただきまして、添付しております出欠確認、出欠連絡票によりまして、4月10日(月)まで、事務局の方に御報告いただきたいと思います。

続きまして、2点目としましては次回の海区漁業調整委員会の開催日程についてでございます。次回は令和5年4月26日(水)、公聴会終了後の午後3時から場所は県庁11階第二会議室の方で開催をさせていただければと思います。4月は委員会に加えまして、公聴会の開催で、委員の皆様にはですね、大変お忙しい中、時間をちょうどいいすることになりました、本当に申し訳なく思いますが、どうぞよろしくお願いします。

事務局からは以上でございます。

○關会長

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

一 委員会終了 一

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) いかつり漁業の制限措置（案）について
- (2) 宮城海区漁場計画（案）について
- (3) 公聴会の日程について
- (4) 宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について
- (5) 宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について
(くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか)

協議事項

令和5年度海区漁業調整委員会開催計画について

報告事項

区画・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長 関 悟夫

署名委員 菊田 寿

署名委員 関田 あゆみ

書記 清尾上 瑞子

